

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
秋田県卸売市場整備計画(三二〇・流通経済課)	1
道路区域の変更(三一一、三二二・道路課)	1
都市計画事業の事業計画の変更の認可(三二三、三二四・由利地域振興局建設部)	2
公告	
県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(福祉政策課)	2
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部)	3
土地改良区の役員の住所の変更の届出(仙北地域振興局農林部)	3

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			A	B		
県道	旧	湯沢雄物川大曲線	横手市十文字町源太左馬字前田七三番四地先から二四六番四地先まで	七・五〇～一三・五〇	〇・〇四一	
	新	湯沢雄物川大曲線	横手市十文字町源太左馬字前田七三番四地先から二四六番四地先まで	九・〇〇～一三・〇〇	〇・〇四〇	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年三月二十八日から同年四月十日まで

告 示

教育委員会告示
教育委員会会議の開催(八・教育庁総務課)……………3

秋田県告示第三百十号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六条第一項の規定により、秋田県卸売市場整備計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、次のとおりその内容を公表する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を農林水産部流通経済課及び地域振興局農林部に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三百十二号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	旧	新別					
	旧	新	横手東由利線	横手市婦気大堤字谷地添九七番一地先から字下久保九八番一地先まで		二五・〇〇～四二・五〇	〇・五〇三
	新	旧	横手東由利線	〃		二五・〇〇～四二・五〇	〇・五〇三

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課
 期間 平成十八年三月二十八日から同年四月十日まで

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十八年三月二十八日

一 施行者の名称

由利本荘市（旧本荘市）

秋田県知事 寺田典城

二 都市計画事業の種類及び名称

本荘都市計画都市公園事業二号芋川桜つつみ河川緑地

三 事業施行期間

平成十三年十月十九日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

変更なし

秋田県告示第三百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条

第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十八日

一 施行者の名称

由利本荘市（旧大内町）

二 都市計画事業の種類及び名称

本荘都市計画都市公園事業二号芋川桜つつみ河川緑地

三 事業施行期間

平成十三年十月十九日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

変更なし

公 告

国有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

所在地	地目等	面積（㎡）	予定価格（円）

秋田市雄和田草川字太田四〇番一		宅地	九八五・六八一三、七〇〇、〇〇〇
建物			二一九・二三六、三〇〇、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

場 所	秋田県健康福祉部福祉政策課 (電話〇一八 八六〇 一三一一)	期 間	平成十八年三月二十八日(火)から同年四月十日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。) の午前九時から午後五時まで
-----	-----------------------------------	-----	--

三 入札執行の場所及び日時

場 所	秋田県健康福祉部会議室(秋田県本庁舎七階)	日 時	平成十八年四月十一日(火)午後一時三十分
-----	-----------------------	-----	----------------------

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
- (二) 法人の場合
印鑑及び登記事項証明書

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六條に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 その他

- (一) 物件の説明を平成十八年四月六日(木)午前十時から物件の所在地で行う。
詳細に関しては、秋田県健康福祉部福祉政策課総務班(電話〇一八 八六〇 一三一一)に照会のこと。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十條第二項の規定により、金浦町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十八年三月二十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第十六項の規定により、大仙市協和小種土地改良区から次のとおり役員住所の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 理事の変更前の住所及び氏名
大仙市協和小種字新田大川端十三番地
" " 字新田二番地
二 理事の変更後の住所及び氏名
大仙市協和小種字上鏡台二百十四番地三十九
" " 字上鏡台二百十四番地二十一

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第八号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十八年三月二十八日

秋田県教育委員会委員長 鈴木長男

- 一 日時 平成十八年三月三十日 午後三時
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件

- (一) 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
- (二) 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第四項の規定によ

- る職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えを定める規則案
- (三) 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則案
- (四) その他

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六
 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubaranatsus.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

